

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）に係る面談
2. 日時：令和5年10月2日（月）13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、佐藤室長補佐、石井安全審査官、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（気象等の条件の見直しに伴うⅢ章変更）について、資料に基づき、主に本年7月25日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。
また、本申請内で棄却検定表に用いている福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の気象データについて一部誤りがあったため、資料に基づき、原因と再発防止策について説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメントを伝えた。
（気象条件の変更について）

- 2020年度の気象データに代表性があるとする理由について、検定年として検討している気象データ3年度分（2018～2020年度）のうち、各年度の気象データがF分布検定において棄却されないことを確認した上で、2020年度が最新の気象データであるためとしているが、廃炉作業による1F構内建造物の変化も考慮したうえで2020年度の気象データに代表性があるとする考え方について説明すること。

（風洞実験の実施の要否について）

- 1996年に実施した5,6号機共用排気筒の有効高さの評価に関する風洞実験の結果において、現在タンクが設置されている地点では放射性物質の地表濃度に大きな変化がないこと、排気筒から北側の地点にはタンク類の設置がないこと、また今回の気象条件変更を契機に5,6号共用排気筒の有効高さを十分な保守性を見込んだ65mと評価するとしていることから、改めて風洞実験を行う必要性はないとしているが、敷地内の施設・設備の設置状況が1996年から変わっていることを踏まえれば、地表濃度に変化がないとは言い切れないこと、5,6号共用排気筒の有効高さ65mについては、その算出に当たって過去の風洞実験の結果から求められている ΔH_{WT} （55m）を用いており、構内の現状を踏まえた風洞実験を実施することで ΔH_{WT} は変わりうることも鑑みて、改めて風洞実験を行わないとしていることの妥当性について説明すること。

（棄却検定表に用いた気象データの解析誤りについて）

- プログラムで生成された中間ファイルの取扱いに制限が掛けられていなかったことが本件誤りの原因の一端となっている。この再発防止策として、今後、当該ファイルを読み取り専用とすることで不適切な変更を防ぐとしているが、重要なファイルについては、多数の人が閲覧できるフォルダとは異なるフォルダで管理する、又はデータ抽出から統計処理までの一連の作業フローを一体化するなど、解析作業に係る運用上の改善も含めた再発防止策についても検討すること。
- 再発防止策については、今後ガイドのような下部マニュアルへ反映するとしているが、それらの実施状況や再発防止策の評価などについても原子力規制庁へ適宜報告を行うこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（実効線量の評価に用いる気象条件、評価方法及び評価条件の変更に伴う敷地境界線量等の変更並びに放射性気体廃棄物の管理に関する変更）
- 指摘事項リスト（まとめ資料への反映箇所）
- 棄却検定表に用いた気象データの解析誤りについて

以上